

ハーグ国際私法会議一〇〇周年記念研究集会

道垣内正人

国際私法の国際的統一を図るべく一八九三年に設立されたハーグ国際私法会議は、一九九三年に一〇〇周年を迎えた。世界各国でこれを記念する行事が行われ、わが国でも、法務省が同会議事務局長のドローズ氏と事務局次長のダイヤー氏とを招待し、シンポジウムが開催された。しかし、このシンポジウムは同会議の一〇〇周年を振り返る一般的なものとされたため、将来に向けたより学術的な意見交換の場を設定する必要があるとの認識のもと、別途ワークショップを企画した。社会科学国際交流江草基金から助成をいただいたのは、このワークショップに対してである。

一九九三年一月二五日(木)に東京大学法学部四号館八階会議室で開催された「ハーグ国際私法会議の今後の課題に関するワークショップ」の当時の案内状によると、

「来日予定のハーグ国際私法会議事務局関係者を囲んで、同会議の今後の活動予定を中心に、活字には表れてこない背景事情などをお話を聞き自由な議論をする機会を持ちたいと考えております。」とその趣旨が記されている。

このワークショップ参加者は約三〇名であり、高桑昭京都大学教授の司会のもと、第二世紀に入ったハーグ国際私法会議の今後の予定についての全般的な議論の後、特に、未成年者の保護に関する条約及び外国判決の承認執行に関する条約の作成に向けて問題となる諸論点について突っ込んだ意見交換がなされ、また、会議終了後には昼食をともし、懇親の実をあげることができた。そして、その後、一九九六年には前者の条約が採択され、また、二〇〇〇年の採択を目指して後者の条約の作成作業が現在行われているところである。その意味で、このワークショップは時宜を得たものであり、極めて有意義であったということができよう。

(どうがうち・まさとII東京大学法学部教授)

日韓国際私法研究会

道垣内正人

日本には多くの韓国・朝鮮国籍の人々が生活をしており、また、日本と韓国の間の貿易投資関係も極めて密接である。そして、それに伴って、両国の間での家族関係・取引関係をめぐる法律問題が不可避免的に生じてくることになる。にもかかわらず、日韓の国際私法関係者の間の交流はずっと低調であった。それが大きく変化したのは、一九九二年一月二九日に東京大学山上会館で開催された「日韓国際私法研究会」を境としてであり、それを可能とした社会科学国際交流江草基金の役割は「エポック・メイキング」なものであったということができよう。このことは下記のようなその後の展開からも裏付けられる。

当日は、李好珽ソウル大学校法科大学教授、金文煥国民大学校法科大学教授及び孫

京漢弁護士の名の方に来日いただき、それぞれ「在日韓国人の属人法」、「海外韓国人労働者をめぐる国際私法上の問題」及び「韓国における外国判決及び仲裁判断の承認と執行」と題する報告をいただき、フロアーとの間で熱心な質疑応答がなされた。夕刻には懇親会を開催し、さらに、翌日は法務省、裁判所及び長島・大野法律事務所を訪問し、日本における法曹実務の一端にも触れていただくことができた。上記のご報告は、公務の関係で来日はならなかったが、韓国側のコーディネータをつとめて下さった崔公雄判事のご論文とともにジュリスト一〇二五号（一九九三年）に掲載されている。

さらに、上記の研究会もひとつの契機となつて一九九四年に韓国国際私法学会が設立されるに至った。そして、その同年五月二八日にソウルで韓日国際私法シンポジウムが開催され、日本から川又良也京都大学教授（現在、大阪国際大学学長）、長島安治弁護士、青木清南山大学教授及び筆者がこれに参加した（そこの報告は韓国国際私法学会編「国際私法研究」創刊号（一九九六年）に掲載されている）。

（どうがうち・まさと＝東京大学法学部教授）

資料編

斐然十年 江草基金のあゆみ

1997年6月23日発行

編集代表 財団法人 社会科学国際交流江草基金
理事長 松尾浩也

発行者 財団法人 社会科学国際交流江草基金
東京都文京区本郷6丁目2-9-305
電話 03-3816-6483

制作／有斐閣出版サービス株式会社
印刷／東洋印刷株式会社 製本／和田製本工業株式会社
©1997, 松尾浩也 Printed in Japan